

〒326-0143 栃木県足利市葉鹿町 1-28-32 電話:0284-64-1522 FAX:0284-64-0245

越智オフィス 検索 越智法務行政書士事務所 検索

働く女性の「出産後の就業」 についての意識は?

◆出産後に仕事への意欲が下がる女性は2割弱

人材不足や女性の社会進出が進むなか、かつての ように結婚や出産を機に仕事を辞めるという女性 は減少傾向にあり、子供を生んだ後も仕事を続ける 女性は増加しています。一方で、企業としては、産 休・育休復帰後の社員の就業への意識も気になると ころです。

エン・ジャパン株式会社が同社のサイト『エン転 職 WOMAN』の利用者で、子育て中の女性を対象 に行った「ワーママ(ワーキングマザー)の就業意 識」調査(回答者368名)によると、「出産前と比 較して、仕事への意欲はどう変化しましたか?」と いう質問に対して、「上がった(上がった、変わら ず高い)」が46%、「変わらない(普通)」が36%と なり、「下がった(下がった、変わらず低い)」と答 えた割合は18%となったそうです。

仕事への意欲が下がる人もいる一方、全体として は就業意欲を維持している女性が多いことがわか ります。

◆意欲が下がる職場環境とは?

職場復帰後の女性にとって、会社の職場環境は、 仕事を続けていけるかいけないかを左右する大き な問題です。調査では「出産前と比較した仕事への 意欲 に職場環境で影響をおよぼしているものを教 えてください」(複数回答可)との質問に対する回 答として、意欲が上がった方と下がった方の結果を 比較したところ、以下のような結果となったそうで す。

「周囲からの評価」(意欲が下がった方:46%、上 がった方:35%)

・「職場の人間関係」(同:42%、32%) ・「会社からの期待」(同:35%、23%)



「責任のある仕事を任せてもらえない」「勤務時間 が短いだけで評価が下がった」など、会社や周囲か らの期待が低いことで意欲低下につながっている 意見が目立っています。

◆労使共に納得のいく環境づくりを

調査では、反対に意欲が上がった影響として、「時 間の配慮」や「産前と変わらない評価」をしてもら えたこと等の声があがっています。

労使共に負担とならないようコミュニケーショ ンをとりながらの柔軟な対応や、今後は従来の働き 方の見直しも求められてきそうです。

重要改正事項目白押し! 雇用保険法等の改正で実務はどう変わ る?

◆1月下旬に国会上程

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が1月 29 日に国会に上程されました。これにより、雇用 保険法、男女雇用機会均等法、育児·介護休業法等 の改正が予定されています。

雇用保険の適用対象者が拡大されるなど、企業に とって影響のある改正になります。具体的な改正事 項として下記の項目が盛り込まれています。

◆失業等給付に係る保険料率の見直し

失業等給付に係る雇用保険料率の引下げ(改正前 1.0%→改正後 0.8%) が実施されます。(施行:平成 28 年 4 月 1 日)

◆育児休業・介護休業等に係る制度の見直し

多様な家族形態・雇用形態に対応するため、(1) 育児休業の対象となる子の範囲の拡大(特別養子縁組の監護期間にある子等)、(2) 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件(1歳までの継続雇用要件等)の緩和等が行われます。(施行:平成28年4月1日)

介護離職の防止に向け、(1)介護休業の分割取得(3回まで、計93日)、(2)所定外労働の免除制度の創設、(3)介護休暇の半日単位取得、(4)介護休業給付の給付率の引上げ(賃金の40%→67%)等が行われます。(施行:平成29年1月1日、介護休業給付の給付率の引上げは平成28年8月1日)

◆高年齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保 および就労環境の整備

65 歳以降に新たに雇用される者も雇用保険の適 用対象となります(保険料の徴収に関しては平成31 年度分まで免除)。(施行:平成29年1月1日)

シルバー人材センターにおける業務について、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り週40時間までの就業が可能になります。(施行:平成28年4月1日)

◆妊娠した労働者等の就業環境の整備

妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられます。(施行:平成29年1月1日)

その他、雇用保険の就職促進給付の拡充(再就職 手当の給付率の引上げ等)が予定されていますので、 企業としては今後、規定変更などの実務対応が必要 となってきます。

3月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10 目

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵 便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降 に採用した労働者がいる場合> 「公共職業安定所」
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降 に一括有期事業を開始している場合>

「労働基準監督署]

15 日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用の もの>「税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市 区町村]
- 個人事業税の申告「税務署]
- 個人事業所税の申告「税務署]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限「税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出「税務署]
- 国外財産調書の提出「税務署]
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付「郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事 務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報 告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

~当事務所よりひと言~

平成28年度の協会けんぽの健康保険料及び介護保険料率は改定となります。本年3月分(4月納付分)からの適用となります。

都道府県によって料率は異なります。

【平成28年度の健康保険料率】

	平成28年3月~	平成27年4月~
栃木県	9.94%	9.95%
群馬県	9.94%	9.92%
東京都	9.96%	9.97%
埼玉県	9.91%	9.93%

【平成28年度の介護保険料率】

全国一律 1.58% (変更なし)

※事業主及び被保険者で折半となります。 詳細は協会けんぽの保険料額表でご確認下さい。